

連結財務書類に係る注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。また開始後については、原則として取得原価とし再調達は行わないこととしています。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき有形固定資産等の評価を行っています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

出資金のうち、市場価格があるものは会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としています。出資金のうち、市場価格がないものは出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしています。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき有価証券等の評価を行っています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しています。

ただし、水道事業における、取替資産については取替法を採用しています。

連結対象団体については、それぞれの減価償却の方法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

連結対象団体については、それぞれの減価償却の方法を採用しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しています。

ただし、公営企業においては回収不能見積額を計上しています。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち金ヶ崎町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合（4/6か月）を乗じた額を計上しています。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき計上しています。

（5） リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています（少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています）。

（6） 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含まれます。

（7） 採用した消費税等の会計処理

税込方式にて処理しています。

連結対象先については、それぞれの会計基準に基づき、会計処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

特になし

3. 重要な後発事象

特になし

4. 偶発債務

特になし

5. 追加情報

(1) 対象団体（会計）の一覧、連結方法（比例連結団体については比例割合を記載）

- ① 一般会計：全部連結
- ② 国民健康保険特別会計：全部連結
- ③ 訪問看護ステーション事業特別会計：全部連結
- ④ 介護保険事業勘定：全部連結
- ⑤ 介護サービス事業勘定：全部連結
- ⑥ 国民健康保険診療施設特別会計（医科勘定）：全部連結
- ⑦ 国民健康保険診療施設特別会計（歯科勘定）：全部連結
- ⑧ 後期高齢者医療特別会計：全部連結
- ⑨ 岩手中部工業団地内工業用地整備事業特別会計：全部連結
- ⑩ 水道事業会計：全部連結
- ⑪ 下水道事業会計：全部連結
- ⑫ 岩手県市町村総合事務組合：比例連結（※）
- ⑬ 岩手県後期高齢者医療広域連合：比例連結（1.103%）
- ⑭ 奥州金ヶ崎行政事務組合：比例連結（14.445%）
- ⑮ 株式会社金ヶ崎福祉フロンティア：全部連結
- ⑯ 一般財団法人金ヶ崎町生涯スポーツ事業団：全部連結
- ⑰ 一般財団法人産業開発公社：全部連結

※岩手県市町村総合事務組合については、金ヶ崎町の実態に即した按分方法により計上しています。

(2) 出納整理期間

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。（地方自治法235条の5「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」）

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものと調整しています。

(3) 表示単位未満

表示単位未満の金額は四捨五入とし、一部合計値と不一致があります。